

## 多度津町後援等名義の使用承認に関する要綱

平成29年8月9日

要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体が主催する事業に対して、多度津町の後援及び共催（以下「後援等」という。）の名義の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同する意を表することをいう。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参画し、共同開催者としての責任の一部を分担することをいう。

(名義)

第3条 後援等の名義は「多度津町」とする。

(対象団体)

第4条 後援等の名義の使用承認の対象となる事業を行う主催者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体
- (2) 公益事業を営む団体（宗教法人を除く。）
- (3) その他町長が適当と認める団体

(対象事業)

第5条 後援等の名義の使用承認の対象となる事業は、前条に掲げる団体が、広く多度津町民を対象として行う公益性のある事業とする。ただし、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認をしないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動に該当するもの

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員が関与するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 営利又は特定の団体の宣伝若しくは利害を目的とするもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が後援等を行うことが適当でないと認めるもの

（申請）

第6条 後援等の名義の使用承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、多度津町後援等名義使用承認申請書（様式第1号）又は同内容の事項を記載した書面を、事業開催日又は多度津町の名義を使用した文書やポスターの印刷業務の開始日のいずれか早い日の14日前までに町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項に定める申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、町長が不要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 主催者の概要
- (4) 役員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（決定）

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、その結果を多度津町後援等名義使用承認通知書（様式第2号）又は多度津町後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（承認の取消し）

第8条 町長は、承認後、事業内容等において第5条各号の規定に該当する事実が判明した場合は、承認を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。